

第13回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年9月16日
 告示番号 第10号
 会議年月日 令和4年9月26日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主任主事 阿部 喜昭

本日の案件 第13回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時30分

議長	<p>本日の出席委員は21名であります。 定足数に達しておりますので、第13回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、6番 菅原 吉昭 委員、7番 佐藤 想司 委員、24番 鈴木弘也 委員より欠席の届出がありました。 12番 藤原 美喜男 委員より開始時間に遅れるという連絡がありました。</p>
議長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に3番 佐藤 喜明 委員、4番 小澤 仁 委員を指名いたします。 書記には、浅岡係長、阿部主任主事を指名いたします。</p>
議長	<p>審議に入ります。 「報告第28号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p>

局長

事務局の説明を求めます。

1 ページをお開き願います。

報告第28号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による相続の届出について専決処分しましたので、農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2 ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から5ページの第14号までの14件、15名の方からの届出であり、専決処分の日は令和4年9月14日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書をその届出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「報告第28号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議長

なければ、報告第28号の質疑を終わります。

次に、「報告第29号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

局長

事務局の説明を求めます。

6 ページをお開き願います。

報告第29号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第3号までの3件、3筆の現状変更届出を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、3件とも農業用施設の整備となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第29号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、報告第29号の質疑を終わります。

次に、「議案第90号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

7ページをご覧ください。

議案第90号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請2件です。

第1号については、譲渡人と譲受人は親子関係にあり、農業後継者である譲受人が生前贈与により取得しようとするものです。

7ページから8ページになりますが、第2号については、譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、譲渡人が遠方に居住し耕作不便の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第3号については、譲渡人が移住したことにより耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第4号については、譲渡人が後継者不足により管理が困難な状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得し、付近にある自身の農地と一体で管理しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上4件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

議 長
議 長
局 長

議 長

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第90号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

17番

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

松岡 千賀子 委員

現地調査日、令和4年9月9日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 松岡、農地利用最適化推進委員 大越委員、千葉委員、事務局職員 千葉主査、千葉主事です。

報告内容、第1号から第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

12番

室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

藤原 美喜男 委員

現地調査日、令和4年9月9日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員、小松委員、岩淵委員、支所職員、小原産業建設課主任技師、小野寺産業建設課主任主事です。

報告内容、第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

議 長

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

9番

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

畠山 信吾 委員

現地調査日、令和4年9月9日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員、私 畠山、農地利用最適化推進委員、畠山委員、佐藤委員、支所職員、阿部産業建設課主事です。

報告内容、第4号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

以上です。
ありがとうございました。
以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。

「議案第90号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第90号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

9ページをお開き願います。

議案第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請1件です。

第1号は、譲受人が建売分譲するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第2号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、2件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第91号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

17番
松岡 千賀子 委員

最初に、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。
一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員は農地法第3条と同じです。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約1kmの位置にあり、周囲は北及び東側が市道、南側が畑（現況宅地）、西側が農地となっております。

申請人が建売分譲する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域担当委員の方、報告をお願いします。

16番
及川 治雄 委員

花泉地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和4年9月9日、金曜日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私 及川、農地利用最適化推進委員 千葉委員、佐藤委員、事務局職員 千葉主査、支所職員 千葉産業建設課主査、後藤会計年度職員です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、JR花泉駅から南西に約920mの位置にあり、周囲は北、南、西側が山林及び牧場、東側が山林及び公衆用道路となっております。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

議長

よって、「議案第91号」を許可相当と決めます。

次に、「議案第92号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

局長補佐

事務局の説明を求めます。

10ページをお開き願います。

議案第92号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

11ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が3件、所有権移転が2件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が5件、集団案件一括方式が18件です。

最初に貸借権設定ですが、第1号は、花泉地域に係る申請です。

第2号は、大東地域に係る申請です。

第3号は、室根地域に係る申請です。

12ページをお開き願います。

次に所有権移転ですが、第1号は、花泉地域に係る申請です。

第2号は、こちらのほうは14ページまで続いておりますけれども、藤沢地域に係る申請です。

15ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号から17ページの第5号までの5件は、一関地域に係る申請です。

18ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第1号から22ページの第18号までの18件は、川崎地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第92号」の説明を終わります。

審議願います。

議 長	(なしの声あり) 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第92号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。
議 長	(挙手満場) 挙手満場と認めます。
議 長	よって、「議案第92号」は可と決します。
局 長 補 佐	次に、「議案第93号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 23ページをお開き願います。 議案第93号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。 本議案に係る申請は1件で、一関地域に係るものです。 本件は、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。
議 長	以上で説明を終わります。
17番 松岡 千賀子 委員	以上で「議案第93号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。 一関地域担当委員の方、報告をお願いします。 一関地域の農地法適用外現地調査報告いたします。 現地調査日等は農地法第3条と同じです。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。 第1号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約990mの位置にあり、周囲は北及び西側が農地、東側が市道、南側が畑（現況宅地）となっております。 昭和50年頃から耕作する際の駐車場として利用していたものであり、既に農地性は失われております。 以上です。

議	長	ありがとうございました。 以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第93号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第93号」を可と決します。
議	長	以上で議案が終了いたしました。 第13回一関市農業委員会総会を閉会いたします。 (午後1時59分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員